

えているこの時期に働いていらっしゃる方々につきましては、仕事と家庭の両立支援ということは大変重要でございます。その意味で、この働き方改革の実現を目指しまして、大臣の認識を伺いたいと思います。

○国務大臣(高市早苗君)

まず、働き方改革といふことに関する認識なんすけれども、私は、男女を問わず、また体に障害をお持ちかどうか、こういったことに関わりなく、またお住まいの地域に関わりなく、できるだけ多くの方がライフスタイルとの生活スタイルに応じて柔軟な働き方ができる、その力を存分に發揮できる社会をつくっていくことがとても大切だと思っています。それで、組織の経営戦略としても、これは民間又は公務員問わずこれを積極的に推進するべきだと思っております。

総務省は、やはり霞が関の働き方改革のトップランナーたるべきだという思いを持つて、特にテレワークなどのICTを活用した取組に力を入れてまいりました。指紋認証のパソコンを活用して、セキュリティにも配慮をしながら柔軟に働ける環境づくりに今留意をしているつもりでございます。

これは地方公共団体においても、やはり女性職員を始めとした全ての職員が活躍できる環境をしっかりとつくりいかなきゃならないと考えております。

○山本博司君

是非とも、大臣、この働き方改革の実現を目指しまして進めていただきたいと思う次第でございます。

最後の質問になりますけれども、地方財政に関して伺いたいと思います。

このゴルフ場利用税に関しては、アクセス道路の整備や維持管理、また廃棄物処理や地すべり対策等この災害防止対策など特有の行政需要に対応していることであるとか、また、その収取の七割が所在市町村に交付金として交付しております、特に財源の乏しい中山間地域の市町村にと

りましては貴重な財源となつております。

○国務大臣(高市早苗君)

今委員がまさにおっしゃつていただきましたような理由から、ゴルフ場利用税は地方税にふさわしいものであると考えております。そしてまた、重要な自主財源となるものでございます。

十一月十八日に公表された地方財政審議会意見におきまして、ゴルフ場利用税の廃止などゴルファーに対する減税を行うことは不適当という指示がなされました。また、地方財政の厳しさ、地方団体から現行制度堅持への強い御要望を多く聞いております。そしてまた負担の公平性と

いた観点からもゴルフ場利用税については今後とも堅持すべきと考えておりますので、先生方の御支援もよろしくお願いいたします。

○山本博司君

力強い答弁いただきました。ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○山下芳生君

日本共産党的山下芳生です。

女性が働きながら結婚、出産、子育てできる制

度と環境を整えることは重要であり、今回の法改

正は、そのためプラスとなるので賛成です。

今日は、自治体で働く全ての職員、とりわけ臨時・非常勤職員が法改正の趣旨に沿った待遇となるのかどうか質問したいと思います。

○山本博司君

是非とも、大臣、この働き方改革の実現を目指しまして進めていただきたいと思う次第でございます。

まず、労働基準法で全ての女性に認められる産休取得の実態、つかむべきではありませんか。○国務大臣(高市早苗君)

産前産後休暇について

は、女性の母性保護の観点から、労働基準法において、原則、産前において六週間、産後ににおいて八週間の休暇が定められています。各地方公共団体においては、臨時・非常勤職員についてもこの基準に従った制度、整備すべきでございますの

で、平成二十六年総務省通知でもその旨助言をしております。ですから、今答弁をしましたとおり、今回その制度の整備状況について調査を行っております。その結果を踏まえて、未整備団体については、整備について更に助言を行つてまいりたいと存ります。

個々の職員の取得状況の把握については、今後の調査の際にその必要性などを改めて検討させてください。

○山下芳生君

検討するということですが、これは是非必要だと思っております。

そこで、定数削減でぎりぎりの職員配置となつている下で、妊娠しても言い出しにくいとか、喜ばしいことなのに業務のことを考えると素直に喜べないなどの声が上がっております。産休、育休を取る本人も周りの職員も安心できる代替制度をつくることが重要だと思います。

○政府参考人(高原剛君)

御答弁申し上げます。

臨時・非常勤職員の産前産後休暇については、

ますと、民間企業で働くフルタイムの有期契約労働者の産休取得率は八一%、パート労働者は五八%、派遣労働者は五九%となつております。自

職員の実態調査において、調査項目の一つとして

産前産後休暇制度の有無を調査し、現在結果を集計中でございます。なお、臨時・非常勤職員の产

前産後休暇の取得人数については把握しております。

以上でございます。

○山下芳生君

これ、つかんでいないんですね。ある自治体の保育職場の非常勤職員のアンケートでは、自分が産休を取れるということを知らなかつたという人が七割に上つたそうです。これ、知らずに産休前に退職することになれば、せっかく今回改正される子供の看護休暇や育児休業の取得にもたどり着けません。

○国務大臣(高市早苗君)

出産、育児を行う職員が、これが住民サービスの安定的な提供という観点からも望ましいと思われますが、総務大臣、休業者の代替を任期の定めのない正規職員で行つている自治体の創意工夫、これ評価していいんじやありませんか。

○山下芳生君

こうしたことから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、現行制度を堅持すべきと考えますけれども、大臣の最後の認識を伺いたいと思います。

ですが、私は、一定規模の自治体なら、毎年どれくらいの職員が産休、育休を取得するか推定することは可能だし、その代替に必要な職員をあらかじめ正規職員として計画的に採用していくことも可能だと思います。実際にそうした創意工夫を行つておられる自治体もあります。これは住民サービ

スの安定的な提供という観点からも望ましいと思われますが、総務大臣、休業者の代替を任期の定めのない正規職員で行つている自治体の創意工夫、これ評価していいんじやありませんか。

○山下芳生君

こうしたことから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、現行制度を堅持すべきと考えますけれども、大臣の最後の認識を伺いたいと思います。

以上でございます。

○山下芳生君

こうしたことから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、現行制度を堅持すべきと考えますけれども、大臣の最後の認識を伺いたいと思います。